

## 令和6年度第1回鳥取県社会福祉審議会

日時：令和6年10月21日（月）15時15分から17時まで

### 1 開 会

(事務局)

開会時点の出席者は25名中16名で会議の成立を報告。

### 2 あいさつ

————— (中西福祉保健部長 あいさつ) —————

(事務局)

条例の規定に基づき小林勝年委員長へ進行を依頼。

(小林勝年委員長)

委員長挨拶。議事録署名委員に田中委員、西村委員を指名。

### 3 議 事

(事務局から審議事項等について概要説明)

(小林勝年委員長)

皆さんから審議事項がございましたら、手を挙げていただきたいと思います。

特にないようですので、委員の皆さん方から審議に関してはなしということで、報告事項から説明を受けたいと思います。

#### 【報告事項】

ア 児童福祉審議会の新設及び社会福祉審議会との連携について

(遠藤子育て王国課長)

資料に基づき説明。（1～2ページ）

(谷口ささえあい福祉局長)

資料に基づき説明。（3ページ）

#### 一 質疑 一

(尾崎委員)

児童福祉審議会ができるということにおいて、現在の社会福祉審議会との関わり、連携を具体的にどのようになさっていくのでしょうか。どんな基準で、どんなことで、どういう場合において

## 令和6年度第1回鳥取県社会福祉審議会

日時：令和6年10月21日（月）15時15分から17時まで

### 1 開 会

（事務局）

開会時点の出席者は25名中16名で会議の成立を報告。

### 2 あいさつ

—————（中西福祉保健部長 あいさつ）—————

（事務局）

条例の規定に基づき小林勝年委員長へ進行を依頼。

（小林勝年委員長）

委員長挨拶。議事録署名委員に田中委員、西村委員を指名。

### 3 議 事

（事務局から審議事項等について概要説明）

（小林勝年委員長）

皆さんから審議事項がございましたら、手を挙げていただきたいと思います。

特にないようですので、委員の皆さん方から審議に関してはなしということで、報告事項から説明を受けたいと思います。

#### 【報告事項】

ア 児童福祉審議会の新設及び社会福祉審議会との連携について

（遠藤子育て王国課長）

資料に基づき説明。（1～2ページ）

（谷口ささえあい福祉局長）

資料に基づき説明。（3ページ）

#### 一 質疑 一

（尾崎委員）

児童福祉審議会ができるということにおいて、現在の社会福祉審議会との関わり、連携を具体的にどのようになさっていくのでしょうか。どんな基準で、どんなことで、どういう場合におい

てかということを明確にしていただきたいと思います。ヤングケアラーや高齢者に関わる事柄、障がいをお持ちのお子様もいらっしゃいます。そういう中で、やはり広い視野で社会福祉審議会議に報告し、そして議論するということが必要ではないかと思います。

(谷口ささえあい福祉局長)

まず児童関係につきましては、この度児童福祉審議会というものを独立設置したということの観点を考えれば、一義的には児童福祉審議会で審議することとは思います。ただ、場合によっては個別事案などで、その背景などが児童福祉だけではなく社会福祉全般に関わるものもあるかもしれません。そういう内容については、社会福祉審議会委員におかれても、施策に展開する必要があるものもあるかと思います。今のところ、明確な基準というのはなかなか出しづらいところもありますが、委員のご意見の中で「報告として聞いてみたい」ということがあれば、必要な説明なり報告をさせていただき、各審議会の中で審議をいただくことを考えております。

(尾崎委員)

何か漠然としたことだったと思いますが、少なくとも重大な事故や死亡事案といったことを念頭に置いてする方がいいかと思います。

それからもう1点。「社会福祉審議会の方から要望があれば」ではなくて、やはり「そこを報告する」という基準を持たれた方がいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(谷口ささえあい福祉局長)

重大事案や児童に対する虐待事案といったことについては、非常に大きな問題だと思っております。社会福祉審議会が持つ社会福祉の施策の展開において非常に大きな意味を持つこともあると思いますので、それについて報告をいただいたり情報共有したりするということは、おっしゃる通りかと思いますので、そういう方向で進めたいと思っております。

(小林勝年委員長)

今回の報告事項の名称には「新設と連携」と書いてありますが、連携の資料が全くありません。一緒にいいんだったら分ける必要がなく、一体化してやればいいだけの話です。

社会福祉審議会に委員の皆さん方が就任されたときに、この資料をご覧になったと思います。社会福祉全般に関してこういうミッションがあるということの内容で、また同じような形で児童福祉専門の審議会がこの小さな人口最小県で開催されるわけですから、当然国からの行政的な流れだけではなく、ローカルなニーズというのが非常に必要です。この社会福祉審議会でも専門家が非常に少なく、公募の委員も集まらないような状況で、審議会の委員選びで大分苦慮しているわけですが、こういった中で新たに児童福祉の審議会を作るということに関してお答えください。

(遠藤子育て王国課長)

連携につきまして、資料に記載しておらず申し訳ありませんでした。

谷口ささえあい福祉局長から説明した通り、重大な事案につきましては社会福祉審議会においても報告して、連携を図ってご意見いただくようにしたいと思います。

専門家につきましては、今委員を選任しているところですが、新たに分野を追加することもありますので、現場のご意見をいただける方を含めて新委員の選任をしまして、また必要な場合には、県外の委員や専門家に入っていたらしく体制にしております。よりよい審議ができるいくようという気持ちで設置したいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願ひします。

(小林勝年委員長)

表題に書かれている限りはそれに対応する資料がないと審議できないので、内容に合った資料をご用意ください。なければこういう表題をつけないようにお願いしたいと思います。

児童福祉審議会の新設に関して、どのような準備状況になるかも合わせて報告していただきたいと思います。

もう1点だけ。こういった事項というのはもちろん県でお決めになって、県議会でこういった条例づくりが速やかに行われて決まっていくものだと思いますが、この社会福祉審議会自体に審議しなくてもよろしいですか。つまり、この組織体自身が組織体を分離するという大きな問題にもかかわらず、報告のみでいいのでしょうか。

(谷口ささえあい福祉局長)

審議会の形につきましては、審議会のどういう分野を担っていただくかということにつきまして、県の組織のあり方の話もあります。この度は先ほど最初にお話があった通り、児童福祉審議会の設置とそれに伴う社会福祉審議会の所掌事務の見直しということになります。委員の皆様方は非常に気にしておられるところもあるかと思いますが、県で「どの分野を、どういった審議会の分けをさせていただくか。またその中で様々な専門的な知識経験をお持ちの方に、どのようなご意見をいただくか」というふうなことです。権限や手続きという話でいけば、児童福祉審議会委員のご同意をいただかなければならないというわけではないですが、この度こういった形で報告をさせていただき、また新たな審議会の中でいろいろな県の施策についてもご意見をいただくというように考えております。

(小林勝年委員長)

法的に問題がないとか行政の手続きに問題がないというわけですが、この審議会自体が分離することに関して審議会メンバーの意見や支持がないというのはおかしくないでしょうか。手続き上の瑕疵についてではなく「審議会は分かれるべきだ」という意見がない、あるいはそういった意見を聞く場がありません。一方で行政では淡々と進められて、審議会が新たに設けられるということに相当な違和感を感じています。

(谷口ささえあい福祉局長)

社会福祉審議会の開会ができていない中でこういった形になってしまっていることについては、

皆様方に適宜適切なタイミングでお話をさせていただくということが必要だったという気持ちでおりますが、先ほど子ども家庭部からお話がありましたが、児童福祉専門分科会では、引き続きいろいろな審査をしていただく中で、報告をさせていただきました。

他の分科会に属しておられる皆様にお話する機会がなかったことについては大変申し訳なく思っておりますが、県の考え方としてこのように進めたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

(小林勝年委員長)

一緒に考えていく、いわゆる「参画」という言葉があります。最近行政の中で盛んに使われています。つまり我々は我々の組織の分離に関して、全く参画する機会が与えられなかつたわけです。ご理解くださいと事後に言われても、例えば結果として、分離するボリュームが多ければ、申し訳ないですがこの組織自体の壊滅を用意されていることにはなりませんか。県はどのように考えますか。

(谷口ささえあい福祉局長)

この度、児童福祉審議会を設立することにつきましても、どのタイミングでという話も内部的にある中で、委員の皆様方の任期である10月22日までの中のご意見を伺う形を取っています。ひとまずこの任期が終了し新しい任期になられたタイミングをもって、児童福祉審議会と新たな社会福祉審議会という形のスタートを切ることにおいて、このタイミングがいいのではないかといふこともあります。なるべく中途にはしない方がいいのではないかということもあり、この際に行くという形でさせていただいたところです。

(小林勝年委員長)

私の質問にお答えになっていません。「組織体の審議は行政としては不要だと思われていた」ということですか。

(谷口ささえあい福祉局長)

繰り返しになりますが、この審議会において「分離するのがどうか」ということについては、例えば、こちらが諮問させていただき答申を受けるということや、あるいは審議会としての建議をいただくことがあるかと思います。しかし、今回このような形で県として、社会福祉審議会から児童福祉審議会を独立するという方向性で進めさせていただきたいと思っております。皆様方の様々なご意見はおありかもしれません、ご理解いただきたいと思っております。

(小林勝年委員長)

それでは児童福祉審議会の準備状況について、お願ひします。

(遠藤子育て王国課長)

準備状況につきましては、ただ今委員の就任依頼を行い、承諾をいただいた方について内部の決裁を受けているところです。なお、一般公募につきましてはまだ公募しているところですので、決まっておりませんが、県の広報に上げております。

(小林勝年委員長)

個人名をお聞きしているわけではありません。何割程度リストアップされているとか、専門の委員がこのような状況であるとか教えてください。委員長として、私もこの提案を内々でかなり以前から受けっていました。早くこの審議会の中で審議して欲しいということは再三言っておりましたが、今日に至ってしまったということです。

一番大きなネックは専門家がいないことです。次の報告事項イとウに関してもそうですが、施設福祉のベーシックな問題でのイージーミスが重なっている。これに関して知事もおっしゃったと思います。福祉村など、より立場の近い人同士が健全な相互批判ができない状況にあるということです。だから、先ほど実務家の方を専門家としてお迎えになると言っておられましたが、同業者が同業者をカバーするということは十分考えられます。ある程度距離感を持って、相互に健全な批判をしていくが切磋琢磨していく土壌があれば、私は結構だと思いますが、少なからず第三者を交えたチェックシステムが機能しないと、すぐぬるま湯になってしまったり、立場が同じ人同士が相互に批判することがなくなってしまったりして、福祉の沈滞が生じるのは目に見えた現象です。専門家をどれぐらい確保されているのか教えてください。

(西村児童養護・DV室長)

今度新しくできる児童福祉審議会の委員は13名で、資料の色がついてるところが新しく入ってこられる分野の構成の方です。例えば、重大事案や個別の検証をしなくてはならない委員については、その内容によって、全て基本的には臨時委員として選ぶことを想定しています。後ほど報告事項イで説明しますが、この児童養護施設で発生した児童の自死事案の検証委員が今5名いらっしゃいます。この検証にあたっても、根底には委員長から先ほど言われたような課題があり、そういった事案も踏まえて、この13名の委員とは別に、それぞれ内容に応じて選んでいくということを考えております。検証やご意見をいただく中身によっては、この13名の中から適任者がいれば、その方にもその検証に参加いただきます。ただし、利害関係があるだとか、その事案の内容によって近しい関係性が想定されるような方は、当然委員としては加わらないという形で考えております。

(小林勝年委員長)

児童福祉審議会の設置については、児童福祉専門分科会の中で度重なる特別部会の設置をせざるを得ないような事案が多く、分科会自体が非常に大変な状況にあるという流れであったと思っています。そういった文面がほとんど資料には書いていません。児童福祉専門分科会の議案、審議する回数が増えたというような負担が出発点ではなかったのでしょうか。

それから、それに伴って、児童福祉審議会を作ったとしても、権利の重大な侵害等の4と10と12の3項目については検証部会を設置するということです。児童福祉審議会を作ったとしても、今動いている特別部会と同じものが設置されるという理解でよろしいでしょうか。

(西村児童養護・DV室長)

特別部会については、今児童福祉専門分科会の中で設けている特別部会なる位置付けのものはそのまま引き継ぎます。ただ、今の体制の中で別に部会を作ったということになりますのでそのまま引き継ぎますが、それが一旦一段落して、後ほどまたこういう検証をしなくてはいけない事案が発生したときに、支援検証部会なる枠組みの中で基本的にやっていきますが、例えば今のように、複数の個別の検証が必要になったときは、支援検証部会の中で検証する2つの検証があつてそれぞれ検証委員が選任されたとしても、それぞれの委員は基本的には別の委員、案件によってということになり、支援部会の中に2つも3つもその検証委員会なるものが設置されるというようなイメージをしていただければと思います。

(小林勝年委員長)

結論から言いますと、今ある特別部会のような専門委員は県内で組織化するのは難しいので、その時には事案に合った形での委員を選定して調査・検証していくという理解でよろしいでしょうか。

(西村児童養護・DV室長)

お見込みの通りです。今の児童養護施設の案件のような特別部会扱いにはしませんが、実質的にはそういう検証を支援検証部会の中でやっていく。だから人選も同じような形で、案件の内容に応じて個別に指定していくというスタイルを考えております。

(小林勝年委員長)

ご回答を聴いてますます必要性がないということがわかりました。この報告事項に関して、他の委員の方はどうでしょうか。

(中村委員)

児童福祉審議会の審議するお子さんの範囲ですが、障がいのあるお子様がトラブルに巻き込まれた場合は、心身障がい者福祉専門分科会とどのような住み分けで審議の対象が分けられるのでしょうか。

(西村児童養護・DV室長)

障がいがあるお子さんに関する事案につきましても、児童福祉審議会は児童福祉法に基づいて設置される審議会になりますが、児童福祉法自体の児童の定義が「18歳未満」という形になっていますので、当然障がいのある子どももその範疇に入っているということになります。先ほど

の説明の中でもお伝えした通り、障がいがある子どもは児童福祉審議会で審議しつつも、もう一方では社会福祉審議会の心身障がい福祉専門分科会でも障がいに関する分野を扱っているわけですから、内容に応じて、やはり社会福祉審議会にも報告して意見を求めるということが必要になるだろうと考えております。原則的にはまず児童福祉審議会で扱うことになると思いますが、社会福祉審議会との連携という部分で必要になってくることが想定される事案だと我々も認識しております。

(中村委員)

児童養護施設は18歳までのお子様が入っておられます、「児童」というのは18歳以下と考えてよろしいでしょうか。

(西村児童養護・DV室長)

法律上の定義は18歳未満となっておりますが、実際に児童養護施設においても障がいがある施設においても、18歳を超えた方が施設へ入所されている実情があります。一義的に年齢の対象者はどこまでですかと言われれば、「18歳未満」ということになりますが、そこに限定することではなく、必要があればしっかりと見ていきます。いわゆる施設の利用者の方については、障がいがある施設も児童福祉施設の1つですので、19歳であろうが20歳であろうが、利用者の1人としてしっかりと対象にしていくことで考えております。

(小林勝年委員長)

この新設される審議会は社会福祉審議会と同じように年2回程度の開催を原則として想定されているのでしょうか。先ほど連携の話がありましたが、頻繁に審議会が開かれないと連携はできないと思いますがいかがですか。

(西村児童養護・DV室長)

資料でお示ししているとおり、新設する児童福祉審議会は委員が今の児童福祉専門分科会の委員と同じような立ち位置になります。児童福祉専門分科会は今、平均すると2ヶ月に1回程度開催しておりますので、新しい審議会でもそういった頻度で開催することになると思います。

**イ 「令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会」の設置  
及び二次検証の状況について**

(西村児童養護・DV室長)

資料に基づき説明。(4~7ページ)

(小林勝年委員長)

ポイントは2つあります。二次検証委員会の選任に関して、昨年度2月に開催された社会福祉

審議会での報告の内容変更の経緯について丁寧な説明をいただきました。まずそれが第1点と、それ以降の二次検証委員会の進捗状況についての報告でした。

## — 質疑 —

(尾崎委員)

もうだいぶ前になるので、皆さんどんな事件だったかと思われる方もいるかもしれません。令和3年8月にある児童が自死をしたということでした。この件に関して、すぐに県で検証委員会を立ち上げて、検証を12月ごろまでに終えるというスケジュールでしたが、足りないところがあるということで3月までかけてじっくりとされたというふうに聞いております。

その上で、私は議会の常任委員長をしていましたので、その立場も含めて申し上げると、やはり根本的に県の姿勢がどうだったのかと今でも思います。この検証委員会の報告が活かされるべきであると思っていましたので、どんな形で活かされてきたのかと思います。

議会に報告があったのは、実は大分後になってからです。報告よりも説明という形でありましたが、正式なものではなくて情報提供ということで公に言えないし、議題として「予算をどうするんだ」や「そんなことが起きている。そのために何が必要なんだ」ということが公開できないため、非常にストレスが溜まっておりました。

議会のメンバーも常任委員会のメンバーも、当初全員が「これは公表すべきだ」と。そして公表した上で何が必要なのか、予算が必要なのか、早急にしなくてはいけないということが議論されていました。中には「施設のことも考えて、よく丁寧に」というご意見もありました。しかし大方は「公表して、何がいけなかつたのか、どうやっていったらいいのか、予算をどう作ったらいいのか、とすべきではないか」ということでした。

10月ごろに死亡事案があったという報告がありましたので、それを受けてより詳しい資料を出してくれと、ここで一応公になったという意味で、現地視察をしました。施設にも行きましたし、それから児相にも行きました。その中でかなり詳しいことがわかりましたが、この公表という件に関して、園長さんに「どういう基準で公表が駄目というふうに思われて、誰かお決めになったんですか」と聞いたときに、「さあ。大体一般的なことじゃないでしょうか」というようなご回答でした。それから委員からもいろいろなアドバイスがありましたが、なかなかうまくいかなかつたのかなという感想を持っていたところです。

公表が1点目でしたが、2点目です。人選に関してどうかということもかなり議論が出ました。それで、この第二次検証の人選が大事ということで私が議論しているのが載っていますが、知事が言っていることと私が言っていることがちょっと違っています。私は「弁護士を県外にして」とは言つていなかつたです。児童施設の関係者は、児童施設にかかわらず、病院関係でも精神科医でもいろいろ利害関係があることがあるのだという意味で言いましたが、知事としては弁護士ということでピンポイントにされて、高橋弁護士がよくないのではないかということになったのだと思います。高橋弁護士はしっかりした方ですので非常に残念だと思っております。

もう1点です。後見人として弁護士を立てておられる。その後見人が遺族にお会いになったの

は、この事件前の1回だけです。それでも事件があつてからお会いになったということですが、私たちが問題だなと思ったのが、施設の弁護士と保護者にあたるその弁護士が同じ弁護士事務所であるということです。利害が相対しますよね。それはやはり気をつけるべきことではないかと思います。「推薦いただいたので」ということでしたけれども、これは県としては「本当にこの人でいいだろうか」という視点を持って、きちんとチェックすべきではなかつたかと今でも思っています。

そんな経緯があり、公表のあり方や一部非公表になった経緯、それから子どもの視点でちゃんとできているのか、思いがちゃんと伝わっているのかとして、やはり二次検証がいるのではないかということで議論になりました。それで、児童福祉専門分科会にて半数以上の方が必要であろうということで議論ができて決定されたという経緯がありました。

ですので二次検証においては、やはりどうやって活かしていくのか。そして今後、今の施設が良くなっているかもしれません、こんなことがあったときにどう対応していくのかということをきちんとやっていかなくてはいけない。私たちはその責任があると思います。やはり二次検証はきちんとして進んでいけばと思っているところです。

(中村委員)

7ページに調査予定案が書いてあります。これはどのような予定で、その後どのように役立てさせるように考えておられますか。

(西村児童養護・DV室長)

ここに記載があるのは案ですので、具体的スケジュールは変動する可能性があります。今、会議自体は1ヶ月に1回程度のペースで進めております。先ほど説明した通り、会議の開催前にはオンラインで打ち合わせをしながらやっていますので、最終的にいつ頃までにこの検証を終えて報告書を取りまとめるのかという具体的期日は未定ですが、委員にかなり精力的にやっていただいている。最後の区切りは来年度ぐらいまでかかってしまうイメージはありますが、なるべく早くまとめられるように検証を進めているところです。

どういった対象者の方にこれから聞いていくのかについては、審議会委員、鳥取県からの聞き取りを3回目で実施したところです。まだ一部県の関係者で聞き取りができる者もおります。この春に替わっておられますが、この施設の今の施設長や、当時勤務されて辞められた職員の方も今後ヒアリングの対象としてやっていく予定です。会議が1月21日に予定されており、その次が12月に予定されています。概ね、今書いてある関係者に対してのヒアリングは、今座長と相談していくと、1月12月、年明け1月、この3回ぐらいで一旦終えて、それを元に何回かかけて中身の検証をやっていく。ざつとそういったイメージで今進めているところです。

(中村委員)

ヒアリングはどなたがされますか。

(西村児童養護・DV室長)

検証委員の方々がヒアリング項目を作り、対象者に対して直接ヒアリングをしていただくことになっています。

(中村委員)

ヒアリングというのはとても難しいことだと思います。なかなか本音が聞けなかったり、気持ちが聞けなかったりというところがすごくあると思います。その辺を十分踏まえて、できるだけ聞けるような形でしていただけたらと思います。

(西村児童養護・DV室長)

ご意見ありがとうございます。

(菅田委員)

児童福祉専門分科会の代表、分科会長としてこの議論に関わっておりますが、一言で言うと、オープンにしていく議論にどうしてならないのかということがずっとあります。今二次検証していただいているが、先ほど説明がありましたように、検証委員が現在少し入れ替わりましたけども、岩佐嘉彦さんは日本虐待防止学会の代表で長年関わっておられます。この学会は医療も含めて様々な専門家が関わっているかなり大きな全国の組織です。今回この方はある意味無念を訴えて亡くなっているわけですので、そういう思いをしっかりと汲み取っていく形で検証していくことができると思って期待しているところです。

先ほど小林勝年委員長からもありましたが、ベーシックな問題に課題が出ているということはやはり社会福祉全体の問題として考えなくてはいけませんので、やはり皆さんのが関心を持っていただく必要がすごくあるというふうに思っています。ですので、断片的に聞いているだけだとわからないと思いますが、今後公表されたらそういうことだったのかということと、それから少なくともこういうところにご出席されている皆さんは、それに対してご自身なりの見解、視点を持っていただくことがすごく大事だと思います。そういう意味で、前回の社会福祉審議会にて、助川委員から「社会的な問題なんだから何らかの形で外に出していくかないと駄目なのではないか」とご発言があったと思うが、今後再発防止策というのはそういったところにあると思いますので、そういうのをしっかりと一人一人が理解していく必要があると思います。

(河村委員)

児童福祉専門分科会の河村です。この度二次検証の方に残るようになりますて、本当に責任が重たいと感じています。ただ長い間分科会で話し合ってきたので、本当にこの亡くなった子の命の尊厳を最後まで思いたいと心に誓っています。ただ、私は弁護士や病院の先生といった肩書きや資格はありませんが、子どもの心をしっかりと確認するというか、命の尊厳を最後まで守ることが私の責任だというのが、この分科会にいた私の思いです。

当該施設の現施設長からの聞き取りがこれからスケジュールに入っています。現状を見るの

も大切だと思いますが、やはり二次検証です。これまで何が足りなかつたかというと、やはりこれまでの聞き取り、それから旧の職員に聞き取り、それから施設長の聞き取り、園長の聞き取り。さつき尾崎委員が言わされたように、何があつたのか、どうしてこの子を支えてやれなかつたのかということを、しっかりと二次検証で掘り起こしていきたいと思います。しかしながらそういうふうになつていかないで、現状を見るのではなく、過去、職員さんには成長、それから子どもとのコミュニケーションといったことをしっかりと見ていきたいと思います。

(菅田委員)

河村委員のご発言に少し補足させていただきます。児童福祉専門分科会ももちろんこの問題を議論してきたんですけども、今お話があつたように過去と、それから先に未来を見ていってこの施設を作っていくというふうな意見がやはりいろいろ割れてしまう。当たり前なのかもしれません、そういう形になっていてなかなか前に進めなかつた。やはり県内のいろいろな関係の中で発言するはどうしても避けられないところなので、特別な部会で議論していく必要性が出てきたというところです。

今日の議題1つ目では発言しませんでしたが、これは児童福祉審議会にあっても同じことが言えます。例えば県外の専門家なのか、また県外だと鳥取のことによくご存じでなかつたりするという課題が生じてしまうので、そこをどう埋めていくのかということがすごく大変だらうと。この半年の間、児童福祉審議会設置について提案があつて条例に上げるといったご説明がありましたが、その際にそういった懸念点の意見が出ましたので、お伝えしておきたいと思います。

(小林勝年委員長)

事実関係だけはしっかりと共有しておきたいと思います。そもそも、この案件が発生したのは令和3年8月11日です。実質的には治療を受けていましたが、22日に亡くなってしまう。非公開で皆さん方にお配りした検証報告書等に記載がありました。事後回収をしたのでもう忘れられた方もおありかと思いますが、事実から出発しなければ審議できませんので、改めて申し上げます。先ほど西村室長が「直後」と言われましたが、2ヶ月経つて直後というならそれでも結構だけど、一般には直後ではないと思います。実際に検証チームが立ち上げられて第1回目の検証会議が開かれたのは10月19日です。

実は直後に3通の要望書が県に届いております。本件に関して「非公開に」とか「自死ではなく事故で」という要望書が弁護士さんとの連名で提出されています。それに関する「全く影響がない」というふうに今までずっと答弁されてきたわけですが、それでよろしいでしょうか。どなたでも結構です。知事の説明では二転三転して「今まで苦渋してきた」というコメントでしたが、これまで一点の曇りもなくオープンにされてきたという理解でよろしいですか。

(中西子ども家庭部長)

その点についても先日ヒアリングを受けました。その時に私は「100%影響がないと言えば嘘になりますけれども、それがすべてではない」というふうに答えました。

(小林勝年委員長)

ここは政治の場ではないので、端的に答えていただくだけで結構です。玉虫色の回答を求めているわけではありません。全く影響がなかった、それからここに報告しなかったのは失念していたと戸井課長が言われましたよね。それで間違いないですか。

(中西子ども家庭部長)

ここでの発言は、議事録にそうなっているのであればそうだと思います。ただ、県議会常任委員会との関係があつて発言できないのを「失念した」と表現したんだというふうに、後から戸井課長から伺いました。実際そこが判断基準だったのかどうかが玉虫色でしかないのですが、100%要望があったから公表しなかったのではありません。ただ全く影響がないかというと、そこを考慮したのもあります。やはり、当時遺族の方が公表を望まれなかつたというところが一番の理由です。

(小林勝年委員長)

後見人ではなく遺族ですか。正しく表現してください。

(中西子ども家庭部長)

未成年後見人である方です。

(菅田委員)

議会や分科会でやりとりを見て、県議会でもご議論があったようですが、その議論の中でもやはり「要望書の影響があったのかなかったのか」という議論だけではなく、「なぜそのような要望書が来てしまうのか」とか、「なぜこの子供の思いに寄り添うような形ですぐに動けなかつたのか」、「遺族が例えば未成年後見人だったとしたら利益が相反してしまうようなことになるので、距離を置く必要があるのに」という議論が当時も出ましたが、やはりそのまま、いわゆるスルーになってしまっている。今だから私もいろいろ俯瞰できますが、全然見えない中で議論していました。やはり一番最初に戻ると「オープンにしていく」という知事のご発言が議会の中にありました。本来その方法でどうして動けなかつたのか、それは今日においてもちょっと歯切れが悪いような、というお話がありましたが、続いてしまうのはなぜなのは、二次検証の岩佐座長がおられますので、そこをぜひ明らかにして欲しいということは、私、分科会長のヒアリングがありましたので、強く申し上げた次第です。

(小林勝年委員長)

この審議会で初めてこの事案について紹介があったのは、児童施設における死亡事案という形というよりも、児童相談所の相談機能というところで1行だけ出ました。それが前提になっていて、ですから、令和3年度の社会福祉審議会では全くこの案件については報告されていませんでした

し、それはある意味で、担当課とも私、委員長が相談してそういう形にしたわけです。今現在、ある程度は施設の種が明記されるようになって、これはどういう理由でこういう形になったのかも我々はわからないまま審議したり報告事案を聞いたりしています。令和4年には私は冒頭で黙祷を呼びかけさせていただきましたが、記憶に残っている方は何でこういう黙祷があるのかと今も思われているかもしれません、非常に大きな問題だと思ったから呼びかけたわけです。しかしながら、これも議事録には一切書かれていなかった。秘匿にすべき理由は基本的にはないと思います。社会的な事案に関して審議会が審議をして、再発予防に向けて働きかけていくというのが、この審議会自体のミッションですので、行政がやっていることを単に追認する委員会だったらこの審議会は何の意味もないわけです。そういった健全なるチェック機能を果たすためには、事実の共有と出来事の真相を共有していくことが必要です。少なからず1年半以上はこの審議会では報告がなかったということです。現在は、ある程度まではこうやって開示されていますが、二次検証ではそのことも含めて検証しているというような話だったと思います。

(尾崎委員)

県の常任委員会の委員長をしておりましたので、この件に本当に深く関わってきましたが、先ほど申し上げましたように、この公表がどう活かされていくか。一部公表ということでしたので、検証委員会の報告が各施設と児相に送られて、その責任者の方だけが出るという限定的公表でした。それで本当によかったのかということも、非常に疑問に思っているところです。先ほどから何回も出ていますが、このお子さんに対しては、後見人があるということは保護者じやないということ、家族がいないということです。その後見人の弁護士が施設側の弁護士と同じ弁護士事務所であるということは、独立してされることではあったとしても、外目から見ると非常に大丈夫かなという気持ちも出てくる。そういった李下に冠を正さずという姿勢が必要ではなかったかと今でも思っています。

(菅田委員)

今お話をありがとうございましたが、家族が非常に貧弱な状況であっても助けていくのが社会福祉の考え方であるはずです。逆にそこが十分でなければ、代わりになる人がいないわけです。その役割を誰が果たしていくのかと言ったら、やはりいろいろな社会的な仕組みで果たしていくしかないはずです。そこがないがしろにされてしまったのが問題だということで、日本虐待防止学会の代表の方にそういうような視点でも、施設の中で追いやられて、そして亡くなった後もそういう扱いになっているということについて、しっかりと分析してくれとお願いしているところです。

(池田委員)

先ほど河村委員の方からもいろいろなご意見がありました。周りの方のヒアリングもそうですが、私が印象に残っているのが、あの子の手紙の中にメッセージがあった。私があの時にも発言したかと思いますが、声なき声と言っていいのでしょうか、その子の当時感じていたことだとかをしっかりと受け止めて、そういったところをもう一度、周りの皆さんだけではなくてその子の

声をしっかりと受け止めて、そこの分析をしていただけたらなと思います。

(小林勝年委員長)

今回二次検証ということで、審議を進めていただいている。一次があつたら二次があつて三次があつて、ということにはならないようにお願いしたいと、私は初回のときから言っております。しかしながら伝わらないようとして、二次検証委員会のメンバーの方には、それぞれの専門分野の視点で検討していただいているが、私は1回目と3回目に既に呼び出されて、なぜ開かれるかというスタートに立ったような議論になっているところだと思います。今回の報告事項には書かれていませんでしたが、結局、一次検証の問題点がなかなかわからないということで二次検証委員会が始まっているようですが、一次検証の問題は分科会などで総括されたと思います。先ほど池田委員が言われたように子ども自身のメッセージであるとか子どもの意思に関して、中心的に書かれてない。それから検証委員会のメンバーが多重関係にある。それによって歪められたところはないのか。それから、あとは福祉臨床的な視点、つまり自死を覚悟するに至った、あるいは行為に及んだ前後関係の分析が全くない。そういうものに対して福祉施設はどう考えていくのかということが抜けてるので、そこがポイントだというふうに二次検証委員会に伝えました。私は分科会のメンバーではないのですが、このことについては分科会長の菅田委員からも言われて、自死についてお話ししたこともありました。

(尾崎委員)

今日の審議会も議事録を取られると思いますが、この検証、社会福祉審議会の議論は、二次検証委員会に全部100%伝わるようになっているでしょうか。

(西村児童養護・DV室長)

はい。今日はいろいろなご意見をいただきましたので、しっかりと検証委員の方にはお伝えしたいと思います。

(小林勝年委員長)

実は岩佐弁護士から直接「今日は来たい」ということを仰っていましたが、時間の関係で来られないということです。審議会に関しては、「しかるべき形で報告したい」ということを仰っていました。

#### ウ 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証の状況について

(松本子ども発達支援課長)

資料に基づき説明。(8~10ページ)

— 質疑 —

(尾崎委員)

質問です。10ページの事案の公表、検証に関する項において、県に過失がないという判断が十分な検証もないまま行われていると書いてあります。どんなことをどんな基準で検証し、過失がないか判断されたのかということが1点。それから意思決定が不明瞭であると判断された理由をお聞かせください。

(松本子ども発達支援課長)

まず過失がないという判断ですが、本事案が12月28日に発生しました。その直後の主管課である子ども発達支援課への報告メールの中で、皆成学園の方から「県の過失がない」という記載がありました。その判断の根拠というのが実際あまり明確でないというところがありますが、てんかんによる発作が原因となった溺死ということで、ある意味病死という判断が当時あったのではないかと考えられます。その病死をもって、県の過失がないという判断をされた可能性が高いと言いますか。ただ当然、入浴サービスの提供マニュアル上はてんかんの発作のある児童には入浴中は目を離さない支援が必要でしたので、なぜ当時その事案発生直後に県に過失がないという判断がされたのか、十分な検証がされないままこういった判断がされたということに対して、委員の皆様から時期が早すぎるのではないかというご指摘をいただいたところです。

意思決定過程が不明瞭というところですが、皆成学園の中、あるいは子ども発達支援課の中で、誰がどのように意志決定をしたのかというのが、当時の担当職員が簿冊を作っていないかったということもあり、メールでのやりとりですとか残された資料を見る限りはわからない状況でした。例えば、検証委員会を平成31年3月29日に1回開催をしておりますが、なぜこのメンバーで、なぜこの内容を検証することとしたのか。その検証が1回で終わっていますが、なぜ1回で終わっているのか。そういうところの判断も含めて、意思決定過程が後から見たときにわからない状況でした。

(尾崎委員)

職員も大変な中ずっと対応しておられて忙しいし、スタッフも少ないのかと、一生懸命やっておられるのだろうというのはよくわかりましたが、こういった基本的な、誰で見なきやいけないといったことができていなかったということ、早期に判断して県に過失がなかったというふうに判断したことはやはり、ちゃんと検証していく必要があるかと思います。現場が本当に大変なのはよくわかっております。

意思決定が不明瞭であるということに対しても、これは大きなことですので、しっかりと検証していただきたいと思っています。

公表がなかったことに関して、前回の社会福祉審議会で「保護者がいいと言った」というふうにお聞きしまして、小林哲委員から「こういったことは社会的な問題なので、しっかりとプライバシー等を守りながらも公表すべき」ということが言われておりましたが、そういったことをしっかりと認識して、検証委員会でも伝えていただきたいと思っています。

(松本子ども発達支援課長)

ご指摘ありがとうございます。今回の公表に関して、保護者の方が公表して欲しくないということを言わされたのが、児童が亡くなられて間もなく、あまり間を取らない間のことでした。本来であればもう少し間を置いて確認すべきだったということも含め、検証委員会の中でご議論をこれまでもいただいております。こういったところもしっかり反映していきたいと思います。

(椿委員)

手をつなぐ育成会の椿です。知的障がい者の団体です。障がいのある子どもたちは、てんかんの症状を持っている方がたくさんおります。私の息子も16歳のときてんかんを発症して、ただいま40歳ですが、服薬でコントロールしてきております。その服薬がうまく合えば生活に支障なく過ごせますが、なかなか薬が合わず、10年20年経っても生活がままならないという子もいます。そういう子どもの家庭は、やはりその子につきっきりのような状態になっている人もいて、この子を将来安心して預けられるところがあるんだろうかということが心配です。私の息子も同じような状態ですが、ある程度親は覚悟をしておかないといけないんだろうなと常々思っています。こういうことが起こってしまうのは、本当に親の覚悟も必要ですが、施設の方の対応も、今の情勢を考えると本当に人手不足とわかっていますし、先が安心してというところがなかなか難しい時代になってきているものもあるので、本当に私たちに安心はあるのだろうかという思いがあります。子ども時代に限らず大人になってからも、入所施設、グループホームといろいろ生活の場が変わってきますが、どこでも起りうることなので、本当に親は覚悟を持って子どもを託すということしかできませんが、こういう事案が起きたときに対応される当事者の皆さんが本当に真摯にその事案に向き合うというか、何か1つ初動が間違うと全部狂ってきて、傷つく人が増えると思います。だからそういうことにはなって欲しくない、本当に1つ1つ丁寧に対応していただきたいなという、その願い一つです。

(小林勝年委員長)

私自身も施設に15年勤めておりましたので、親御さんの気持ちもよくわかるところですが、仕方ないのでなく社会全体が守る。そういう砦でなければ施設福祉の水準が落ちても構わないということではないと思います。イージーな、施設の中で起りえないことが起こっている。しかもこの案件に関しても平成30年ですから、大分経って今はこのことについて審議しているわけです。このことを考えれば、この事案が発生してから今まで、我々は少なくとも社会的な意見として、社会的な支援として、こういった子どもを支えきれなかつたという教訓を活かすまでの期間が相当あったということです。こういった事案を元に県民の信頼に応えて、施設運営をしていただきたいというふうに思っています。

#### 4 その他

(谷口委員)

事務局にお願いです。私は社会福祉審議会以外に県とか米子市の委員を幾つもやっております。この社会福祉審議会に私は5年前から出ていますが、これまで木曜日に開催されていました。ですから会議がある10月、11月、2月は、私は木曜日に他のスケジュールを入れないようにしていました。昨年度の1回目、9月7日にありましたが、8月24日か9月7日かどちらがいいかという打診をいただいたのは、2ヶ月前の7月7日です。それでも木曜日だから構いません。

でも、今回のように3週間を切った上に、違う曜日の月曜日にと言わると、非常に困ってしまいます。私は偶然今日が空いていましたが、他の月曜日は全部詰まっています。他の審議会、協議会なり、オンラインの研修を幾つも申し込んで、オンラインの研修会もこれから1ヶ月間の間に5つ入っています。ですから、こんな3週間を切った段階でこの日にやりますと1日だけ指定でやられるのは非常に困るので、新しくなってからもこういうやり方を控えていただきたいと思います。

(小林勝年委員長)

事務局から何かありますか。私からはもう4月の段階で、この審議会を開くということをずっとお願いしていました。任期直前の開催となつたわけですが。

(谷口ささえあい福祉局長)

委員の皆様におかれでは大変短い期間の中での日程調整という形で大変申し訳なく思っております。多くの委員の方に出ていただきたいという気持ちも当然ありますので、今後につきましては、できるだけ期間をもって、多くの方が出席いただけるような日程について調整を図って参りたいと思います。申し訳ございませんでした。

(小林勝年委員長)

それでは報告を以上とさせていただきたいと思います。

今年度第1回目の社会福祉審議会でしたが、委員の任期で終了された方もおられるかと思います。今後とも県の福祉に関して興味関心を持っていただき、側面から応援していただければというふうに、私も退任の身ではございますが、最後の委員長の言葉としたいと思います。

#### 5 閉 会

(事務局)

以上をもちまして、審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。